



36 協定調印!!

締結期間：2018年5月1日～2019年4月30日まで



1年間締結

大宮地本は本日、大地申第17号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」を調印しました。

脱退者が相次ぎ、職場では社員代表選が行われる中、組合員が過半数を切っていない職場について議論をしてきました。職場単位での締結についても、「職場は団交をするものではない」「議論するのは支社・地本単位」と職場議論を認めず、一方的な締結を求めてくるかのような回答がされました。しかし職場で生じている問題は職場で議論し改善していくべきと訴え「職場においても一方的な締結は行わず、36協定についての説明と建設的な議論をしていく」ことが確認できました。

大宮地本は失った信頼の回復を目指し、組合員のための取り組みを精力的に行っていきます。

**職場で発生している問題を解決し
全組合員の声から新生東労組を創造しよう!!**